

令和元年度

公募事業公募要領

国際シンポジウム開催事業
医学研究奨励助成事業
(一般、臨床、疫学)

応募期間 令和元年 6 月 3 日 (月) ~ 7 月 22 日 (月)
電子申請締切日 7 月 22 日 (月)
申請関係書類郵送締切日 7 月 25 日 (木)
(消印有効)

公益財団法人 難病医学研究財団

令和2年度国際シンポジウム開催事業公募要領

1. 趣 旨

難病法において規定されている難病（具体的には「発病の機構が明らかでない」「治療法が確立していない」「希少な疾病」「長期の療養を必要とする」の4要素を満たす難病）の病態解明と治療法開発などの調査研究を推進し、医学研究の積極的な振興を図るため、難治性疾患に関する国内外の研究者等が一堂に会し、研究成果等の発表や意見交換等を行う。

(注) 原則として、当財団において過去3年以内に開催したシンポジウムと同様のテーマの疾病を対象とするものは除く。

(注) 他の組織的な研究助成の対象となっている「がん（小児がんを含む）」「精神疾患」「感染症」「アレルギー疾患」「生活習慣病」等は対象としない。

2. 実施主体

公益財団法人難病医学研究財団及び当該シンポジウム開催実行委員会とする。

3. 開催対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に開催

4. 応募資格

難病法において規定されている難病の研究を行っている国内の大学又は研究施設等の研究者とし、申請は1人につき1件とする。

5. 当財団負担限度額

1,000万円の範囲内で負担する。ただし、財団負担限度額のうち200万円は、シンポジウムに参加する外国の若手研究者（満40才未満）へのトラベルグラント（旅費・宿泊費限定）として使用する。

6. 採択予定件数

原則として1件

7. 応募方法

当財団ホームページの「国際シンポジウム開催事業応募の手順」に従い、申請書（様式1～3）を作成し、申請者印を捺印後、当財団事務局宛に郵送する。

8. 応募期間

令和元年6月3日（月）～7月22日（月）

データ送信は7月22日（月）締切、郵送書類は7月25日（木）消印有効

9. 選考方法、採否の通知

当財団の審査委員会において慎重に審査し、企画委員会及び理事会に諮り決定する。

選考の結果は、11月上旬、申請者等に通知する。

採択された申請者には、その後の事務手続きなどの詳細を通知する。

10. 開催計画における留意事項

- ① 参加者に占める外国側参加者の割合は、最低2割とする。
- ② 実行委員会を組織し、必要な実施体制を整備すること。
- ③ 他の国際会議（国際学会）と同時開催とする場合は、当財団シンポジウムとは明確に区分して計画すること。
- ④ 過去に同様の国際会議等を開催したことがある場合は、その概況資料を申請時に添付すること。
- ⑤ 当財団が対象とする経費は、1）会場費 2）交通費 3）宿泊費 4）謝金 5）会議費 6）事務費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）とする。
- ⑥ 開催計画に変更が生じた場合には、理由を明記した変更届を提出し、当財団の承認をとること。

11. 実行委員長の責務

- ① シンポジウム終了後1ヶ月以内に開催概要及び収入・支出決算報告書を当財団に提出する。
- ② シンポジウムの開催案内、開催報告及び目的・成果は、積極的に公表し、その際は、公益財団法人難病医学研究財団の主催によるものである旨を表示する。また、当該記事の抜刷り等を1部、当財団に提出する。

12. その他

- ① 当財団は申請書に記載の個人情報を選考手続並びに選考結果の連絡及び公表などに必要な範囲で利用することができる。
- ② 申請書は採否に関らず返却しない。
- ③ 当財団は本シンポジウムの成果等について、当財団の刊行物に掲載またはその他の方法をもって公表することができる。

13. 書類送付先

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-7

公益財団法人 難病医学研究財団事務局（電話03-3257-9021 FAX03-3257-4788）

令和元年度医学研究奨励助成事業（一般枠）公募要領

1. 助成対象研究の内容

難病法において規定されている難病（具体的には「発病の機構が明らかでない」「治療法が確立していない」「希少な疾病」「長期の療養を必要とする」の4要素を満たす難病）に関する基礎的研究で、その研究成果が難病の成因や病態の解明及び治療の原理に関わる研究とする。

(注) 他の組織的な研究助成の対象となっている「がん（小児がんを含む）」「精神疾患」「感染症」「アレルギー疾患」「生活習慣病」等は対象としない。

2. 助成対象者

難病の専門分野における国内の医師や研究者で令和元年6月30日現在、満40才に達していない者とする。ただし、出産や育児のため、これまでの期間に研究（キャリア）の中断期間がある女性の場合は、満45才未満まで可能とする。

3. 推薦者

- ① 厚生労働省における難治性疾患政策研究事業の研究代表者
- ② 日本医療研究開発機構における難治性疾患実用化研究事業の研究代表者
- ③ 総合大学及び医科大学の医学部長または附属病院長
- ④ 難治性疾患の研究や診療を行っている研究機関・医療機関の長

(注)・推薦件数は1推薦者につき1件とし、推薦者は、各研究事業における研究班や所属機関等の臨床教室において、連携及び協力出来る体制を整えること。

・各研究事業の研究代表者は、在籍している機関に所属する者を推薦することはできない。

・総合大学及び医科大学では、医学部長または附属病院長のいずれか1名しか推薦者となることが出来ない。なお、医科大学において医学部を置いていない場合は学長と読み替える。

・当財団の理事、監事、評議員、企画委員、審査委員は推薦者となることが出来ない。

・推薦者は、下記4②助成対象に留意願います。

4. 助成金額及び助成対象

- ① 助成金額 一人につき200万円
- ② 助成対象 申請する研究に要する物品及びその研究の実施に必要な費用を対象とし、申請者が所属する機関の間接経費・一般管理費は助成の対象としない。

5. 応募方法

当財団ホームページの「医学研究奨励助成事業応募の手順」に従い、申請書（様式1～3）を作成し、申請者印及び推薦者印を捺印後、当財団事務局宛に郵送する。

6. 応募期間

令和元年6月3日（月）～7月22日（月）

データ送信は7月22日（月）締切、郵送書類は7月25日（木）消印有効

7. 選考方法、採否の通知

当財団の審査委員会において慎重に審査し、企画委員会及び理事会に諮り決定する。

選考の結果は、11月上旬申請者等に通知する。

8. 留意事項

① 申請時の留意点

- ・申請は、1人1件とする。同一課題での臨床枠、疫学枠との重複は出来ない。
- ・本事業において受賞歴のある者は、受賞後5年間は応募することが出来ない。
- ・「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等に基づき、必要な手続きについて所属機関の倫理審査委員会等の承認を受けること。
- ・助成金の用途は研究に要する物品の購入費用及びその研究の実施に必要な費用であること。
- ・研究業績にインプレスの論文を記載する場合は「掲載証明」を添付すること。

② 交付を受けるにあたっての留意点

- ・助成金の経理事務処理は原則として所属の機関に委任すること。
- ・所属機関で必要となる手続き（遵守すべき研究に係る指針等）に関する書類の写しを提出すること。

③ 研究報告にあたっての留意点

- ・研究報告概要及び会計報告を助成金交付日の属する年度の翌年度末日までに提出すること。
- ・本研究に関して外部公表する際は「公益財団法人難病医学研究財団（英文の場合は“Japan Intractable Diseases (Nanbyo) Research Foundation”）」及び「採択番号」を記載し、公表された刊行物等の写しを当財団に提出すること。
- ・当財団は助成金による研究報告について、当財団の刊行物に掲載またはその他の方法をもって公表することができる。

9. その他

- ① 当財団は申請書に記載の個人情報を選考手続並びに選考結果の連絡及び公表などに必要な範囲で利用することができる。
- ② 申請書は採否に関らず返却しない。

10. 書類送付先

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-7

公益財団法人 難病医学研究財団事務局（電話03-3257-9021 FAX03-3257-4788）

令和元年度医学研究奨励助成事業（臨床枠）公募要領

1. 助成対象研究の内容

難病法において規定されている難病（具体的には「発病の機構が明らかでない」「治療法が確立していない」「希少な疾病」「長期の療養を必要とする」の4要素を満たす難病）について、患者を対象とした診断や治療を行う臨床研究とする。

(注) 他の組織的な研究助成の対象となっている「がん（小児がんを含む）」「精神疾患」「感染症」「アレルギー疾患」「生活習慣病」等は対象としない。

2. 助成対象者

現に難病の診療に携わっている国内の医師や研究者で令和元年6月30日現在、満40才に達していない者とする。ただし、出産や育児のため、これまでの期間に研究（キャリア）の中断期間がある女性の場合は、満45才未満まで可能とする。

3. 推薦者

- ① 厚生労働省における難治性疾患政策研究事業の研究代表者
- ② 日本医療研究開発機構における難治性疾患実用化研究事業の研究代表者
- ③ 総合大学及び医科大学の医学部長または附属病院長
- ④ 難治性疾患の研究や診療を行っている研究機関・医療機関の長

(注)・推薦件数は1推薦者につき1件とし、推薦者は、各研究事業における研究班や所属機関等の臨床教室において、連携及び協力出来る体制を整えること。

- ・各研究事業の研究代表者は、在籍している機関に所属する者を推薦することはできない。
- ・総合大学及び医科大学では、医学部長または附属病院長のいずれか1名しか推薦者となることが出来ない。なお、医科大学において医学部を置いていない場合は学長と読み替える。
- ・当財団の理事、監事、評議員、企画委員、審査委員は推薦者となることが出来ない。
- ・推薦者は、下記4②助成対象に留意願います。

4. 助成金額及び助成対象

- ① 助成金額 一人につき200万円
- ② 助成対象 申請する研究に要する物品及びその研究の実施に必要な費用を対象とし、申請者が所属する機関の間接経費・一般管理費は助成の対象としない。

5. 応募方法

当財団ホームページの「医学研究奨励助成事業応募の手順」に従い、申請書（様式1～3）を作成し、申請者印及び推薦者印を捺印後、当財団事務局宛に郵送する。

6. 応募期間

令和元年6月3日（月）～7月22日（月）

データ送信は7月22日（月）締切、郵送書類は7月25日（木）消印有効

7. 選考方法、採否の通知

当財団の審査委員会において慎重に審査し、企画委員会及び理事会に諮り決定する。

選考の結果は、11月上旬申請者等に通知する。

8. 留意事項

① 申請時の留意点

- ・申請は、1人1件とする。同一課題での一般枠、疫学枠との重複は出来ない。
- ・本事業において受賞歴のある者は、受賞後5年間は応募することが出来ない。
- ・「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等に基づき、必要な手続きについて所属機関の倫理審査委員会等の承認を受けること。
- ・助成金の用途は研究に要する物品の購入費用及びその研究の実施に必要な費用であること。
- ・研究業績にインプレスの論文を記載する場合は「掲載証明」を添付すること。

② 交付を受けるにあたっての留意点

- ・助成金の経理事務処理は原則として所属の機関に委任すること。
- ・所属機関で必要となる手続き（遵守すべき研究に係る指針等）に関する書類の写しを提出すること。

③ 研究報告にあたっての留意点

- ・研究報告概要及び会計報告を助成金交付日の属する年度の翌年度末日までに提出すること。
- ・本研究に関して外部公表する際は「公益財団法人難病医学研究財団（英文の場合は“Japan Intractable Diseases (Nanbyo) Research Foundation”）」及び「採択番号」を記載し、公表された刊行物等の写しを当財団に提出すること。
- ・当財団は助成金による研究報告について、当財団の刊行物に掲載またはその他の方法をもって公表することができる。

9. その他

- ① 当財団は申請書に記載の個人情報を選考手続並びに選考結果の連絡及び公表などに必要な範囲で利用することができる。
- ② 申請書は採否に関らず返却しない。

10. 書類送付先

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-7

公益財団法人 難病医学研究財団事務局（電話03-3257-9021 FAX03-3257-4788）

令和元年度医学研究奨励助成事業（疫学枠）公募要領

1. 助成対象研究の内容

難病法において規定されている難病（具体的には「発病の機構が明らかでない」「治療法が確立していない」「希少な疾病」「長期の療養を必要とする」の4要素を満たす難病）について準備的、予備的研究を含む疫学研究とする。

(注) 他の組織的な研究助成の対象となっている「がん（小児がんを含む）」「精神疾患」「感染症」「アレルギー疾患」「生活習慣病」等は対象としない。

疫学枠にて対象とする研究内容の参考例

〇〇〇(疾病名)における

レジストリ構築やコホート研究、病態などの国際比較研究、診療の地域格差に関する研究、医療経済的研究、薬の副作用などのファーマコビジランス研究 など

特に、厚生労働科学研究（難治性疾患政策研究事業）において求められる疫学的研究成果に達しないが、準備的、予備的な研究ではあるものの、一定以上の成果が期待されるものとする。なお、日本医療研究開発機構（AMED）の難病克服プロジェクトとの重複申請は避けること。

2. 助成対象者

現に難病の診療に携わっている国内の医師や研究者で令和元年6月30日現在、満40才に達していない者とする。ただし、出産や育児のため、これまでの期間に研究（キャリア）の中断期間がある女性の場合は、満45才未満まで可能とする。

3. 推薦者

- ① 厚生労働省における難治性疾患政策研究事業の研究代表者
- ② 日本医療研究開発機構における難治性疾患実用化研究事業の研究代表者
- ③ 総合大学及び医科大学の医学部長または附属病院長
- ④ 難治性疾患の研究や診療を行っている研究機関・医療機関の長

(注)・推薦件数は1推薦者につき1件とし、推薦者は、各研究事業における研究班や所属機関等の臨床教室において、連携及び協力が出来る体制を整えること。

- ・各研究事業の研究代表者は、在籍している機関に所属する者を推薦することはできない。
- ・総合大学及び医科大学では、医学部長または附属病院長のいずれか1名しか推薦者となることが出来ない。なお、医科大学において医学部を置いていない場合は学長と読み替える。
- ・当財団の理事、監事、評議員、企画委員、審査委員は推薦者となることが出来ない。
- ・推薦者は、下記4②助成対象に留意願います。

4. 助成金額及び助成対象

- ① 助成金額 一人につき200万円とし、研究期間は最長2年間とする。
- ② 助成対象 申請する研究に要する物品及びその研究の実施に必要な費用を対象とし、申請者が所属する機関の間接経費・一般管理費は助成の対象としない。

5. 応募方法

当財団ホームページの「医学研究奨励助成事業応募の手順」に従い、申請書（様式1～3）を作成し、申請者印及び推薦者印を捺印後、当財団事務局宛に郵送する。

6. 応募期間

令和元年6月3日（月）～7月22日（月）

データ送信は7月22日（月）締切、郵送書類は7月25日（木）消印有効

7. 選考方法、採否の通知

当財団の審査委員会において慎重に審査し、企画委員会及び理事会に諮り決定する。

選考の結果は、11月上旬申請者等に通知する。

8. 留意事項

① 申請時の留意点

- ・申請は、1人1件とする。同一課題での一般枠、臨床枠との重複は出来ない。
- ・本事業において受賞歴のある者は、受賞後5年間は応募することが出来ない。
- ・「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等に基づき、必要な手続きについて所属機関の倫理審査委員会等の承認を受けること。
- ・助成金の使途は研究に要する物品の購入費用及びその研究の実施に必要な費用であること。
- ・研究業績にインプレスの論文を記載する場合は「掲載証明」を添付すること。

② 交付を受けるにあたっての留意点

- ・助成金の経理事務処理は原則として所属の機関に委任すること。
- ・所属機関で必要となる手続き（遵守すべき研究に係る指針等）に関する書類の写しを提出すること。

③ 研究報告にあたっての留意点

- ・研究報告概要及び会計報告を助成金交付日の属する年度の翌年度末日までに提出すること。
- ・本研究に関して外部公表する際は「公益財団法人難病医学研究財団（英文の場合は“Japan Intractable Diseases (Nanbyo) Research Foundation”）」及び「採択番号」を記載し、公表された刊行物等の写しを当財団に提出すること。
- ・当財団は助成金による研究報告について、当財団の刊行物に掲載またはその他の方法をもって公表することができる。

9. その他

①当財団は申請書に記載の個人情報を選考手続並びに選考結果の連絡及び公表などに必要な範囲で利用することができる。

②申請書は採否に関らず返却しない。

10. 書類送付先

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-7

公益財団法人 難病医学研究財団事務局（電話03-3257-9021 FAX03-3257-4788）

国際シンポジウム開催事業 応募の手順

1 応募要件の確認

趣旨、実施主体、開催対象期間、応募資格などについて確認してください。

2 難病医学研究財団のホームページから「公募事業WEB応募システム」にアクセス

「国際シンポジウム開催事業へ応募する」から、画面の指示に従い、令和元年7月22日までに必要項目を入力登録し、申請書（様式1）を印刷します。

3 受付番号とパスワードの交付

画面の指示に従い登録を終了すると、「登録完了」の画面に受付番号とパスワードが表示されますので、お手元に控えてください。

4 登録完了メールの自動送信

登録したメールアドレスに国際シンポジウム開催事業への登録を受け付けた旨のメールが送信されます。

応募期間中は登録完了メールで案内のURLより、受付番号とパスワードでログインしますと、何度でも登録内容を確認・修正・印刷することができます。

5 「公募事業WEB応募システム」から申請書（様式2・3）のダウンロード

Word形式のファイルをダウンロードしてください。

申請書（様式2・3）記入要領に沿って、受付番号及び各項目等を入力し作成してください。印刷は白黒の片面印刷とします。審査は白黒印刷で行います。

6 申請者印の押印

印刷した申請書（様式1）に申請者印を押印してください。

7 郵送

申請書（様式1・2・3）全てのページに受付番号が入っていることを確認してください。番号は手書きでもかまいません。申請書は7月25日（消印有効）までに財団事務局宛に郵送してください。

医学研究奨励助成事業（一般枠・臨床枠・疫学枠）応募の手順

1 応募要件の確認

対象研究の内容、対象者について確認してください。

2 推薦の確認

推薦者からの推薦が取れることを確認してください。

推薦はそれぞれの枠ごとに1人1件となります。

学内での選考等がある場合は、必ず推薦が取れたことを確認してください。

3 難病医学研究財団のホームページから「公募事業WEB応募システム」にアクセス

「医学研究奨励助成事業（一般枠・臨床枠・疫学枠）へ応募する」から、画面の指示に従い、令和元年7月22日までに必要項目を入力登録し、申請書（様式1）を印刷します。

4 受付番号とパスワードの交付

画面の指示に従い登録を終了すると、「登録完了」の画面に受付番号とパスワードが表示されますので、お手元に控えてください。

5 登録完了メールの自動送信

登録したメールアドレスに医学研究奨励助成事業への登録を受け付けた旨のメールが送信されます。

応募期間中は登録完了メールで案内のURLより、受付番号とパスワードでログインしますと、何度でも登録内容を確認・修正・印刷することができます。

6 「公募事業WEB応募システム」から申請書（様式2・3）のダウンロード

Word形式のファイルをダウンロードしてください。

申請書（様式2・3）記入要領に沿って、応募枠と受付番号及び各項目等を入力し作成してください。印刷は白黒の片面印刷とします。審査は白黒印刷で行います。

7 申請者印及び推薦者印の押印

印刷した申請書（様式1）に申請者印を押印後、推薦者の印をもらってください。

（注）推薦者区分が3または4の場合の推薦者印は公印となります。

8 郵送

申請書（様式1・2・3）全てのページに応募枠と受付番号が入っていることを確認してください。番号は手書きでもかまいません。申請書は7月25日（消印有効）までに財団事務局宛に郵送してください。

公益財団法人 難病医学研究財団

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-7

公益財団法人難病医学研究財団事務局

(電話 03-3257-9021 FAX 03-3257-4788)

<http://www.nanbyou.jp/>

【難病情報センター】

<http://www.nanbyou.or.jp/>